

広告

中日教えてナビでは
様々なジャンルの専門家が
皆さんの相談にお答えします。

田中 克己

三重県津市

総合経営労務センター



ビジネス・キャリアの専門家

山北 淳一

三重県三重郡菟野町

ホームサポート
FP事務所



マネーの専門家

河合 講吉

愛知県名古屋

東海酪農業協同組合連合会



酪農の専門家



その道の専門家にきく 中日 教えてナビ

中日教えてナビ

検索



お問い合わせ・運営
株式会社中日アド企画 中日教えてナビ運営事務局
TEL.052-239-1226
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸1-5-2 中日新聞社北館5F

東海エリアの専門家を紹介するWebサービスです。あなたの悩みや疑問を相談したり、専門家を探すことができます。

紙面出張 Q&A

法律の専門家



あなたのための庶民派弁護士

向山法律事務所(三重弁護士会所属)

向山 富雄

三重県四日市市



扶養義務者の調査の内容について

私の弟は生活保護を受けています。先日扶養義務者である私と妹宛に市役所(生保)から私達の預貯金の預金先、口座番号、預貯金額を記入してほしいと用紙が送られてきましたが、記入しなくてはならないのでしょうか。

また、公権力で本人の承諾なしに銀行で調べることができるのでしょうか。



扶養義務者の財産調査について

市からの扶養義務者に対する照会は任意の協力を求めるものに過ぎず、これに応じる法的義務はありません。したがって、回答し

なくても罰則などの法的責任を問われることはありませんが、時間をかけて何回か扶養照会がなされる可能性があります。個人情報保護法16条において金融機関は本人の同意を記した書面がないと預貯金についての情報を市に開示しないという運用がなされていますので、市は、本人の同意なくして預貯金額の調査をすることはできません。ただし、上記の同意は初めに包括的な同意を取って個別的な同意の取得が省略されるという運用がよくされています。もし、以前に個人情報の取得について包括的に同意する旨の書面に署名などしたことがあれば、預貯金調査を回避するためには当該同意の撤回を市に対し申し出る必要があります。